

高知県小規模事業者等デジタル化支援推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 省略</p> <p>第2条</p> <p>(4) 経営指導員 小規模事業者支援法第4条に規定する経営改善普及事業、<u>同法</u>第5条に規定する事業継続力強化支援事業及び<u>同法</u>第7条に規定する経営発達支援事業を実施する者をいう。</p> <p>第3条 県は、県内の小規模事業者等のデジタル技術を活用した生産性及び付加価値の向上に向けた取組を促進するため、県連合会が行う県内の小規模事業者等のデジタル技術の活用を支援する事業<u>及び</u>商工会の経営指導員等の経営支援力を向上する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第4条～第9条 省略</p> <p>第10条</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、県連合会に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、県連合会は、知事からの報告の求め、又は調査に<u>協力</u>しなければならない。</p> <p>第11条～第15条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>9</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号、第10条第2項、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もな</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条</p> <p>(4) 経営指導員 小規模事業者支援法第4条に規定する経営改善普及事業、<u>小規模事業者支援法</u>第5条に規定する事業継続力強化支援事業及び<u>小規模事業者支援法</u>第7条に規定する経営発達支援事業を実施する者をいう。</p> <p>第3条 県は、県内の小規模事業者等のデジタル技術を活用した生産性及び付加価値の向上に向けた取組を促進するため、県連合会が行う県内の小規模事業者等のデジタル技術の活用を支援する事業<u>並びに</u>商工会の経営指導員等の経営支援力を向上する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第4条～第9条 省略</p> <p>第10条</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、県連合会に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、県連合会は、知事からの報告の求め、又は調査に<u>協力するよう努め</u>なければならない。</p> <p>第11条～第15条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号、第10条第2項、第11条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もな</p>

おその効力を有する。

附 則（略）

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。

別表第1～2（略）

おその効力を有する。

附 則（略）

別表第1～2（略）